

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和4年6月7日（火）午後4時00分～午後4時49分

2 場 所 門真市役所 本館2階 大会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

9番：橋中 信廣 委員 1番：淺田 幸次 委員

5 出席委員（9名）

1番：淺田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員

7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局長：高田 隆慶

主任：谷本 大輔

係員：河坂 章志

7 議案・報告等

（1）報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出

（2）議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

（3）議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署名 】

議長

寺内 隆史

署名委員

翁中 信康

署名委員

後田 幸次

令和4年6月7日（火）午後4時00分～午後4時49分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和4年第4回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、</p> <p>9番：橋中 信廣 委員 1番：淺田 幸次 委員</p> <p>にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出」についてです。</p> <p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、議案書報告第6号をご覧ください。</p> <p>場所及び土地の状況につきましては、添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。</p> <p>当該届出地は、添付資料12ページの地図のとおりに位置しております。</p> <p>届出の内容については、所有権の移転であり、転用目的は駐車場であります。</p> <p>現地調査は、農業委員会から中野委員、事務局から山藤主査、河坂の計3名で実施いたしました。周辺農地への影響はないものと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。</p> <p>転用は駐車場で間違いないんでしょうか。</p>
事務局	はい、その通りでございます。

会長	この細長いところは、幅で言うとどのくらいになるんでしょうか。
事務局	おそらく 10 メートル弱程度になるのではないかと思われます。
会長	わかりました、ありがとうございます。 他よろしいでしょうか。ございませんでしょうか。 あと 1 点。これ埋め立てるんですか。
事務局	碎石敷と聞いているので石は敷くと思いますが、埋め立てるかどうかまでは確認は出来ていないですが、石は敷くものと考えております。
会長	はい、中道委員。
中道委員	確認ですけれども、先ほどの 8 ページの資料、非常に細長い、ゴルフのクラブみたいな形状の土地の転用届出なんですかでも、将来的にお隣の土地も併せて使用するという中の転用届出、そういう理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい、おっしゃるとおりです。
会長	橋中委員。
橋中委員	1 点確認なんですかでも、去年まちづくりの生産緑地の買取りとかあったじゃないですか。その物件ですか。
事務局	そうです。
会長	ありがとうございます。 他ございませんでしょうか。 それでは、次の方に移りたいと思います。議案 2 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてです。それでは、事務局説明の方よろしくお願いします。
事務局	はい。本件は、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を策定・公表するにあたり、委員会の意見を求めるものです。 それでは、添付資料 17 ページの「令和 3 年度の目標及びその達

成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。

こちらは、令和3年度に作成した活動計画に対する点検・評価となっており、昨年度の総会意見をもとに作成した内容になっております。

まず、ローマ数字1の「農業委員会の状況」は、2020年農林業センサス、令和3年の耕地及び作付面積統計、及び前回ご承認いただきました令和4年度最適化活動の目標の設定等より内容を記載しております。

次に、次ページのローマ数字2の「担い手への農地の利用集積・集約化」については、実績は、「2 令和3年度の目標及び実績の②」のとおり 2.14ha となり、この数字は令和4年度最適化活動の目標設定等にて記載したものとなり、担い手とは、国版認定農業者と基本構想水準到達者が該当し、その方たちの農地面積の合計が 2.14ha となります。

次に、次ページのローマ数字3の「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、参入実績は0経営体でした。

次に、次ページのローマ数字4の「遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。管内の遊休農地面積は、令和3年4月現在で 0.26ha であったため、「2 令和3年度の目標及び実績」の解消実績②は 0.128ha としております。

「3 2の目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」については、農地利用状況調査や適正管理の通知を送付したこと、その結果一部解消につながったことなどを記載しております。

次に、次ページのローマ数字5の「違反転用への適正な対応」については、「2 令和3年度実績」に、令和3年度農地パトロールの最終結果より、0.04ha を計上しております。

次に、次ページのローマ数字6の「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。

まず、「1 農地法第3条に基づく許可事務」の1年間の処理件数は1件で、許可しております。

「点検項目」については、現地確認の実施・審査基準項目毎に慎重に審議していること等を記載しております。

次に、「2 農地転用に関する事務」については、権限移譲を受けている本市については該当いたしません。

次に、次ページの「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、市内に報告対象となる法人がないため、実績はございません。

次に、「4 情報の提供等」につきましては、賃借料情報の調

査・提供については実施しておりません。農地の権利移動等の状況把握は、対象件数は60件であり、農地の権利移動・借賃等調査への回答をもって府・国へ情報の提供を行いました。農地台帳の整備については、対象農地は管内農地面積40.94haであり、市街化調整区域のみ全国農地ナビで公表しております。

次に、次ページのローマ数字7の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」につきましては、ローマ数字2から6の活動を通じて地域の農業者等から寄せられた意見はなかったため、特になしとしております。

次に、ローマ数字8の「事務の実施状況の公表等」につきましては、総会の議事録及び活動計画の点検・評価とともに、ホームページにて公表しております。

以上が、令和3年度の点検・評価になります。

説明は以上でございます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。
中道委員。

中道委員 点検・評価ということで数字が入っていますので、数字の意味合い何かも代表的なところを教えていただけたらと思って、何点か教えてください。

まず1点目が、資料17ページの「1 農業の概要」の農地台帳面積40.94haということで書いていただいているんですけども、計画の時にはたしか46か47haという数字が入っていたかと思うんですけども、農林業センサスに基づいてという説明はありましたが、そこらへんのところがあったのかなと思うんですけども、6、7haも減っている数字が出るというのはちょっと気になるところですので、それが1点。

2点目に18ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」の目標及び実績のところの読み方なんですけれども、「令和3年度の目標及び実績」のところで、集積目標が1.78ha、集積実績が2.14haという数字が入っていて、うち新規実績が0haとなっていますので、きっとこれは令和3年度に実績が無かったけれども、集積実績というのが2.14ha引く1.78haイコール0.36、どこから出でてているんだと思うんですが、その読み方について教えていただきたいです。

それと、そのページに出てきている「4 目標及び活動に対する評価」のところで、目標を達成したという7文字が踊ってい

るんですが、担い手への農地集約というものは、私参加させていただいてから無かったように思うんで、この目標を達成したというこの文字の意味合いを、この数字から言うと増えてるんかもわかりませんが、ちょっとその書きぶりについて教えてください。

もう一つだけ。20 ページ。「遊休農地に関する措置に関する評価」ということで、「令和3年度の目標及び実績」。解消実績が 0.128ha という数字があがっているんですけど、遊休農地の判定が黄色とか判定区分が変わった部分があるのかなと思うんですけど、遊休農地の解消があったのかなと、その部分を教えてほしいです。

事務局

はい。まず、17 ページ目の農地台帳の面積なんすけれども、農地パトロールを行っておりまして、令和2年度 44.08ha。今回、令和3年度農地パトロール 40.93ha。この減ったことに関しては、先ほど権利移動があったと申したんですが、それについては北島の調整、区画整理があった結果となっております。そして、横線になつてるのは、農林業センサス自体の統計の取り方ですね、令和4年度の最適化に合わせた取り方をしていて、このような形になっています。

「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、元々集積面積自体が 1.78ha で、それを維持するという目標になっていました。それで目標を達成したという報告をしておったんですが、今回、令和4年度の最適化において担い手の基準がきつちり決められておりまして、計算の仕方が違うということで増えているような形で、実際新規で増えたということではありません。それで数字上に対して、目標を達成したということにさせていただきました。

20 ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」なんすけれども、令和2年度の農地パトロールでは5筆で 2,572 m²あります、令和3年度の農地パトロールでは緑と黄色を足してなんすけれども、3筆の 1,323 m²に減少しています。この実績を差し引きしたものを 0.128ha と書いておりまして、そのような差でこの数字となつております。

説明は以上です。

中道委員

この様式での報告が最終になるということで、制度の変わり目になっていて統計の取り方も違うので、齟齬も出てくるのがあるのかなと思います。

会長 ありがとうございます。
他に質問ございませんでしょうか。
他にご意見無いということで採決に入りたいと思います。議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長 全会一致で、議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」については、議案のとおり許可することと決しました。
それでは、次に移ります。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてです。それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 本件につきまして、農地法第4条第1項の規定により市街化調整区域内の農地を農地以外のものに転用する許可の申請があつたので、ご審議をお願いいたします。
議案第3号のページをご覧ください。
申請地は、門真市大字北島の市街化調整区域内に位置する1筆で、面積は564m²となっております。
許可後は、露天駐車場に転用する計画です。
農地法第4条の許可要件については、農地区分に対し、立地基準と一般基準があり、両方を満たした場合に許可することができます。
農地区分につき門真市においては、市街地の農地である3種農地と市街地近郊農地である2種農地のどちらかに区分されます。
3種農地と2種農地を比較した場合、3種農地の方が許可条件は厳しくなく、原則許可できる農地となります。
これは市街地化の傾向が著しい区域内にある農地を指し、沿道に水道管等が埋設されているかどうかが判断材料のひとつになります。
一方、2種農地は、3種農地の要件を満たさない農地のうち、市街地化が見込まれる区域内にある農地を指し、3種農地に立地困難な場合に許可できます。
今回の申請につき、3種農地は、市街地の区域内又は市街地化

の傾向が著しい区域内にある農地を指し、水道管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設された道路の沿道にあって、概ね500m以内に2以上の公共施設等があることが要件となります。

申請地については、水道管及び下水管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、500m以内に門真市立第七中学校及び門真市立五月田小学校があるため、3種農地と判断ができます。それでは、添付資料25ページ、農地区分の欄に3種農地と記載している資料をご覧ください。

立地基準に関しては3種農地にあたる当該地は許可できるとあります。

次に、一般基準の説明をいたします。

上から順に確認してまいります。

まず、農地のすべてを事業の用に供することが確実と認められる場合については、添付資料27ページ、申請書の項目4、資金調達についての計画にあるとおり、自己資金内で可能ということで、28ページ残高証明を確認したところ資金力に問題はありませんでした。

次に、添付資料37ページをご覧ください。こちらの利用計画図のとおり、土地全てを効率的に利用する計画となっております。次に、一般基準の下3つについては、同ページ利用計画図のとおり、周りに溝を設け勾配をつけて水路に排出し、雨水が流れるよう工夫を施す計画と申請者に確認しております。地上げについても30cm以上行う計画となります。

万一問題が生じた際は責任をもって解決処理すると27ページ申請書及び33ページ誓約書に記載があります。

以上が一般基準です。

ただいま説明したとおり、立地基準及び一般基準を踏まえ、本件は許可できる案件と考えます。

また、本件は、6月17日に一般社団法人大阪府農業会議の「常設審議委員会」で意見聴取する予定でございます。意見聴取の結果、許可相当とされた場合は、農地転用を許可してよいか、ご審議をよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

はい、中道委員。

先ほど、6月17日に大阪府農業会議で意見聴取があるという、

会長

中道委員	その流れがちょっとわからなかつたんですが。
事務局	500 m ² 以上になりますので、大阪府農業会議の常設委員会で意見聴取するということになっております。
会長	はい、ありがとうございます。 他にございますでしょうか。 はい、浅田委員。
浅田委員	ちょっと質問させてください。資金面で、許可要件ですか。そういうのがあると知らなかつたんですが。
会長	今まで無かったです。
浅田委員	残高証明取ってはるんですが、これ借りて設置する場合が、可能性もありますよね。条件として、残高証明が取れない場合とか、そういう代わりになるのはあるんでしょうか。公共施設があるとかのそういう条件は理解しておったんですが、資金面の条件で許可云々というのは。
事務局	常設審議委員会、こちらの方で残高証明の報告が必要となっております。実際許可したときにそれが出来るのか、という判断する材料として、提出する書類の一つになっております。
浅田委員	どこに。
事務局	大阪府農業会議になります。
会長	他何かございますでしょうか。
橋中委員	はい。
橋中委員	確認したいことがあるんですけども、この駐車場の利用計画図、土地利用計画図ですか。排水計画があると思うんですけども、勾配は下についているんですか。というのも、隣田んぼですね。
会長	田んぼですね。
	水が隣に入ってしまうので。

橋中委員

会長

中道委員

会長

下です。私もこれ確認したんですけど、排水のことが気になつたんです。当初は上方で排水することになっていたんですけど、下のところの水路に勾配つけて流すということになっています。

中道委員。

いずれにせよ、勾配つけて流すという計画になっているので問題はないかと思うんですけど。

僕が気にしたのは、斜面なっているので土砂が崩れてくることやったんです。そういうこともあって確認しておったんです。周りは田んぼで、北側はれんこんがありますし、そちらの方にくれぐれも排水が流れないようにすることが大切やと思います。

他に質問等ございますでしょうか。

他にないようですので採決に入りたいと思います。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長

全会一致で、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」については、議案のとおり許可することと決しました。以上ですね。本日の議題は以上です。委員会はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。